

定 款

(令和4年3月29日改正)

東京建物株式会社

制 定 明治 29年 8月 8日

改 正 明治 30年 7月 11 日	明治 31年 7月 10 日
明治 32年 1月 15 日	明治 32年 7月 16 日
明治 35年 1月 15 日	明治 40年 7月 24 日
明治 45年 1月 25 日	大正 6年 1月 26 日
大正 7年 7月 25 日	大正 9年 1月 28 日
大正 9年 7月 26 日	昭和 3年 7月 28 日
昭和 11年 12月 26 日	昭和 12年 1月 28 日
昭和 12年 11月 30 日	昭和 15年 1月 27 日
昭和 18年 6月 8 日	昭和 18年 10月 1 日
昭和 18年 11月 15 日	昭和 19年 3月 28 日
昭和 21年 7月 27 日	昭和 22年 7月 28 日
昭和 24年 7月 28 日	昭和 25年 1月 30 日
昭和 25年 4月 25 日	昭和 25年 8月 25 日
昭和 27年 2月 26 日	昭和 28年 2月 27 日
昭和 31年 2月 24 日	昭和 32年 2月 26 日
昭和 33年 8月 26 日	昭和 35年 2月 29 日
昭和 38年 8月 29 日	昭和 46年 8月 30 日
昭和 47年 8月 30 日	昭和 48年 8月 30 日
昭和 50年 2月 27 日	昭和 51年 3月 30 日
昭和 57年 3月 30 日	昭和 58年 3月 30 日
平成 2年 3月 29 日	平成 3年 3月 28 日
平成 5年 3月 30 日	平成 6年 3月 30 日
平成 8年 3月 28 日	平成 13年 3月 29 日
平成 14年 3月 28 日	平成 15年 3月 28 日
平成 16年 3月 30 日	平成 17年 3月 30 日
平成 19年 3月 29 日	平成 21年 3月 27 日
平成 22年 3月 30 日	平成 25年 3月 28 日
平成 27年 3月 26 日	平成 28年 3月 29 日
令和 4年 3月 29 日	

東京建物株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、東京建物株式会社と称し、英文では Tokyo Tatemono Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 不動産の売買、貸借、管理、仲介及び鑑定
- (2) 土木建築工事の設計、監理及び請負
- (3) 観光・レジャー施設及び商業、駐車場等の利便施設の貸借、管理及び経営
- (4) 不動産特定共同事業法に基づく事業
- (5) 不動産、有価証券、その他金融資産に関する投資顧問業務
- (6) 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理
- (7) 有価証券・債権の保有、売買及び仲介並びに管理
- (8) 不動産担保貸付その他金銭の貸付
- (9) 介護に関する事業
- (10) 情報処理及び情報提供サービス業
- (11) 警備業
- (12) 前各号に附隨または関連する業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、4億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 3 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長及びその他の役付取締役を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

（員 数）

第 28 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

（選任方法）

第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任 期）

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会社法第 329 条第 3 項の規定により選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し、前項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該補欠監査役の任期は、補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

（常勤の監査役）

第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 35 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 37 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

(中間配当)

第 38 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以 上